

商店街イベント支援事業

【実施要綱】

(趣旨)

第1条 会津若松商工会議所の会員である商店街が「まち」の活性化を図るため、当所と連携してイベント等を開催する商店街の組合等（以下「事業実施団体」という）に対し、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助を行う。

(事業の内容)

第2条 本事業では、次のイベント支援事業を行う。

- (1) 当所事業と連携して事業を実施する商店街のイベント事業
- (2) その他、当所が必要と認めた商店街のイベント事業

(補助の対象及び内容)

第3条 本事業の対象となる組合及び内容（補助額・補助期間・補助対象経費等）は、別表のとおりとする。

(承認申請)

第4条 本事業の承認申請書は、イベント等の開催前に提出するものとし、別表に定める書類を添付しなければならない。

(審査)

第5条 本事業の採択の可否は、会津若松商工会議所定例正副会頭会議で審査し、審査結果は文書によって事業実施団体に通知する。

2 審査経過については公開しない。

(事業計画の変更及び中止)

第6条 採択された事業計画に変更が生じた場合、また、やむを得ない事情により計画を中止する場合には、様式2により変更（中止）申請を行わなければならない。

(補助金の交付)

第7条 採択事業に対する補助金の交付は、単年度毎に行うものとする。

(実績報告及び交付請求)

第8条 事業実施団体は、単年度毎に実績報告並びに交付請求を、様式3により提出するものとし、別表に定める書類を添付しなければならない。また、その提出期限は、その補助事業が完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

(事業年度)

第9条 本事業の事業年度は4月1日から3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年 4月19日より施行する。